

議案第 1 4 5 号

さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 3 0 年さいたま市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（診療の方針） 第 1 8 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 2 条第 <u>1 8</u> 項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。	（診療の方針） 第 1 8 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 2 条第 <u>1 7</u> 項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 3 7 号）の施行の日又はこの条例の公布の

日のいずれか遅い日から施行する。